

## 福島区ボランティアグループ助成金交付要領

本事業は、福島区を「人にやさしく住みよい地域」とするために、ボランティア活動を行うグループへ支援の一環として活動費の一部を助成します。

1. 対 象  
福島区内において福祉に関するボランティアを継続的におこなっているグループ、  
団体
2. 交付金額  
原則各グループ4万円以内とする。  
ただし、助成金額（上限40,000円）の10%以上の自主財源が必要
3. 交付総額  
年度毎に決定します。
4. 対象経費  
活動に必要な経費  
（ただし、自らの責任において負担すべき経費（飲食費等）は対象外です。
5. 申請方法  
所定の申請用紙（第1号様式）に必要事項を記入の上、添付書類を添えて福島区社会福祉協議会に提出してください。（郵送不可）
6. 受 付  
毎年5月1日～末日
7. 募集方法  
広報ふくしま、福島区社会福祉協議会ホームページ等で広報します。
8. 選 考  
福島区ボランティア・市民活動センター運営委員会で審査・決定し、通知します。  
ただし、減額や不交付の場合もありますので、あらかじめご了承ください。
9. 交 付  
毎年7月中（予定）
10. 完了報告  
事業終了後1ヶ月以内に、報告書（第4号様式）に添付書類を添えて提出してください。（郵送不可）  
報告書類の提出がなかった場合や用途が申請内容と大きく異なる場合は、交付を取消し交付金の一部、または全額を返納していただきます。

### 付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行する。